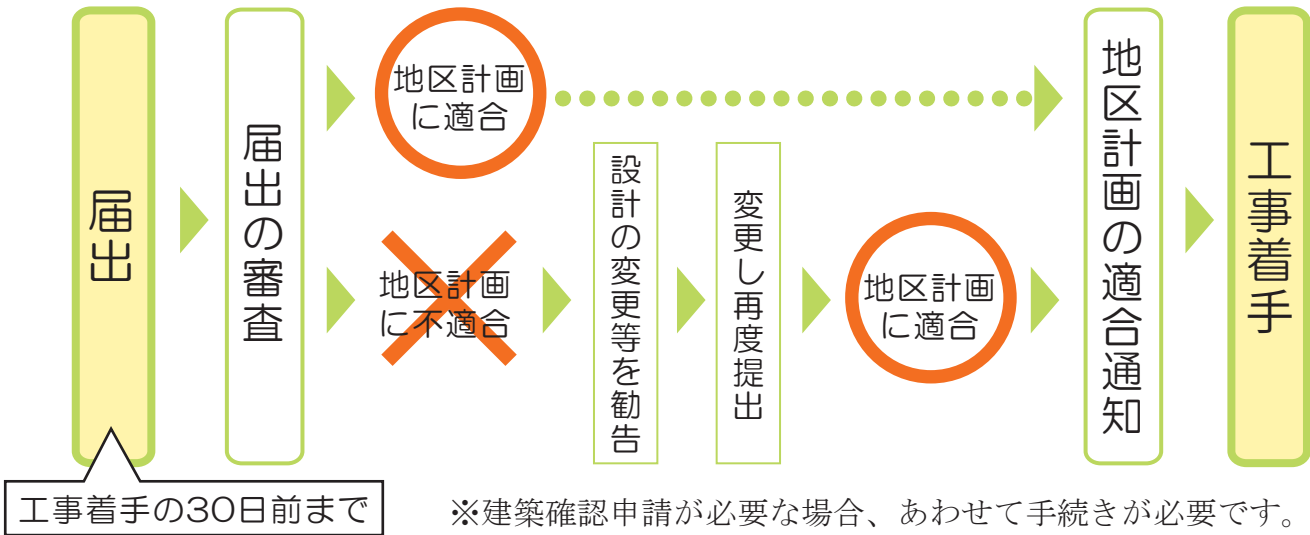


■防災街区整備地区計画とは

西新井駅西口周辺地区は、木造住宅等の密集市街地が形成されており、災害危険度の高い地区となっています。「防災街区整備地区計画」は、地区の防災性の向上を目的とするまちづくりのルールです。

■届出の流れ

防災街区整備地区計画区域内では、**建築等の工事に着手する30日前までに**区の担当課へ「届出」が必要です。



■届出に必要な書類

書類の種類		作成方法		必要部数
届出書類		①届出書、②届出の概要、③防災街区整備地区計画のチェックリスト、④委任状(届出の手続きを建築主以外の方が行う場合)に必要な事項を記入		正副各1部
添付図書	案内図	縮尺適宜	方位、道路及び目標となる地物等を表示	正副各1部
	配置図	縮尺1/100以上	敷地面積が判断できるもの 敷地内における建築物等の位置及び門、かき等の位置を表示	
	平面図	縮尺1/50以上	各階のもの（建築物である場合に限る）	
	立面図	縮尺1/50以上	二面以上 屋根及び外壁の色彩等を表示	
	断面図	縮尺1/50以上	二面以上	
	求積図	縮尺1/50以上	敷地面積、建築面積、延床面積が算定できるもの	

※必要に応じて公図、土地や建物の登記簿謄本、測量図等の提出をお願いする場合があります。

■検索方法

届出書類の様式は、足立区のホームページからダウンロードすることができます。

 足立区 防災街区整備地区計画

検索

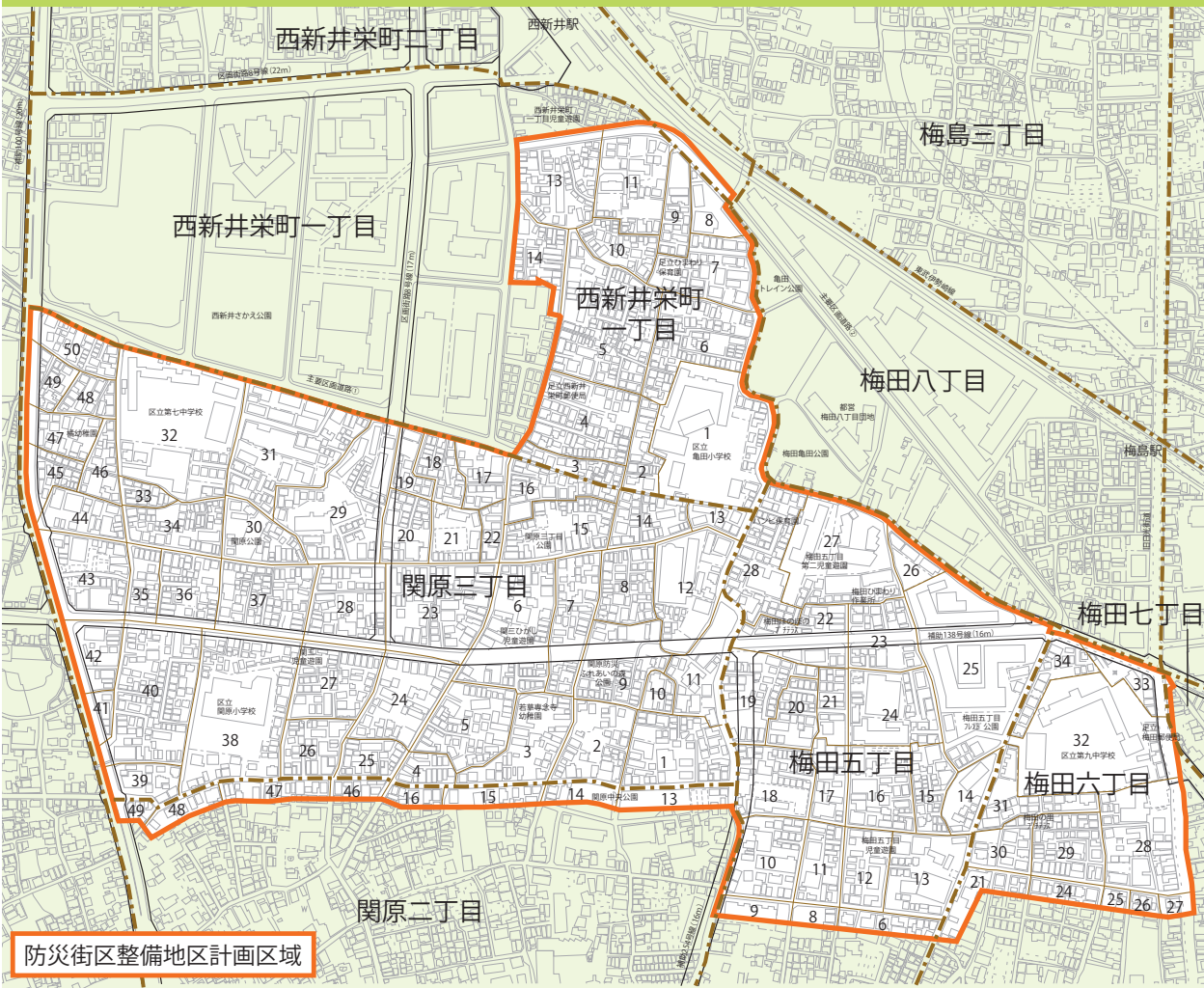
令和7年4月1日

西新井駅西口周辺地区 のまちづくり

安全で快適・新たな活力・潤いのあるまちの実現に向けて



防災街区整備地区計画



【お問い合わせ先】

足立区 都市建設部 建築室 建築防災課

電話：3880-5181（直通） FAX：3880-5615

メールアドレス：kenchiku-bousai@city.adachi.tokyo.jp

防災街区整備地区計画によるルール概要

 ブロック 塀などは禁止
  生け垣や透視可能なフェンス